



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次 (*については県例規集掲載事項)

○ 規則

- *78 知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則 (総務学事課)
- *79 和歌山県税規則の一部を改正する規則 (税務課)
- *80 和歌山県景観条例の一部の施行期日を定める規則 (都市政策課)
- *81 和歌山県景観条例施行規則 (")

○ 公安委員会規則

- *13 原動機付自転車の運転に関する講習の実施に関する規則等の一部を改正する規則

規 則

和歌山県規則第78号

知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

平成20年11月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する規則

知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(昭和59年和歌山県規則第22号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。
(特例民法法人の業務の監督に関する経過措置)
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第95条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第42条第2項に規定する特例民法法人(以下この項及び附則第4項において「特例民法法人」という。)の業務の監督(設立の許可の取消し及び解散の命令に係るものを除き、定款の変更の認可、解散した特例民法法人の財産の処分の許可、解散及び清算人に係る届出並びに清算終了の届出に係るものを含む。)については、なお従前の例による。
(和歌山県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する規則の一部改正)
- 3 和歌山県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する規則(平

成18年和歌山県規則第25号)の一部を次のように改正する。

別表第1知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(昭和59年和歌山県規則第22号)の項を削る。
(和歌山県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

- 4 附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる特例民法法人の業務の監督に係る特例民法法人が備え付けなければならない書類等の和歌山県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成18年和歌山県条例第23号)第3条第1項に定める保存については、この規則による改正後の和歌山県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する規則別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

和歌山県規則第79号

和歌山県税規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年11月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県税規則の一部を改正する規則

和歌山県税規則(昭和25年和歌山県規則第56号)の一部を次のように改正する。

第5条の6の2第2号中「に規定する民法第34条の公益法人及び法第25条第1項第2号」を削る。

別記第2号の5様式中

法人設立の根拠法	1 民法第
----------	-------

34条 2 その他() を 法人設立の根拠

法	1 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律
	2 その他()

に改める。

別記第16号の26様式(その2)備考中「第53条第25項及び第41項」を「第53条第25項及び第42項」に改め、同様式

(その4) 中「第53条第41項」を「第53条第42項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、これを修正して使用することができる。

和歌山県規則第80号

和歌山県景観条例の一部の施行期日を定める規則

和歌山県景観条例（平成20年和歌山県条例第21号）附則第1項ただし書に規定する規定の施行期日は、平成21年1月1日とする。

平成20年11月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県規則第81号

和歌山県景観条例施行規則を次のように定める。

平成20年11月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県景観条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び和歌山県景観条例（平成20年和歌山県条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則で使用使用する用語は、特別の定めがある場合を除くほか、法及び条例で使用使用する用語の例による。

(景観計画の変更)

第3条 条例第6条第2項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 法第8条第2項各号（第4号及び第6号を除く。）に規定する事項の変更
- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める事項の変更

(公共的団体)

第4条 条例第9条第4項の規則で定める公共的団体は、法第92条第1項の規定により知事が指定した景観整備機構とする。

(和歌山県景観資源の登録の手續)

第5条 県民、事業者若しくはこれらの者の組織する団体又は市町村は、知事に対し、良好な景観の形成に寄与していると認められる建造物、樹木その他の物件及び優れた景観を眺望できる地点を条例第10条第1項に規定する和歌山県景観資源（以下「景観資源」という。）として推薦することができる。

2 県民、事業者若しくはこれらの者の組織する団体又は市町村は、前項の規定により良好な景観の形成に寄与してい

ると認められる建造物、樹木その他の物件及び優れた景観を眺望できる地点を推薦しようとするときは、あらかじめその所有者及び管理者の同意を得なければならない。

3 知事は、条例第10条第1項の規定による登録をしたときは、遅滞なくこれを公表するとともに、当該登録に係る景観資源の所有者及び管理者（当該登録が第1項の規定による推薦に基づくものであるときは、当該景観資源の所有者及び管理者並びに当該推薦をした者）に通知するものとする。

4 知事は、第1項の規定により推薦された物件又は優れた景観を眺望できる地点を景観資源として登録しないこととしたときは、遅滞なくその旨及びその理由を当該物件又は優れた景観を眺望できる地点を推薦した者に通知するものとする。

5 知事は、景観資源について、滅失その他の事由によりその登録の理由が消滅したときは、その登録を取り消さなければならない。

6 知事は、景観資源について、所有者から登録の取消しの申出があったとき、その他特別の理由があると認めるときは、その登録を取り消すことができる。

7 第3項の規定は、前項の規定による景観資源の登録の取消しについて準用する。

(届出対象行為)

第6条 条例第12条の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- (2) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）その他の物件の堆積
- (3) 水面の埋立て

(適用除外)

第7条 条例第13条第1号の規則で定める規模は、別表第1の左欄に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる規模とする。

2 条例第13条第2号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第9条第3項若しくは第10条第3項の認可に係る行為、同法第13条第3項、第14条第3項若しくは第24条第3項の許可に係る行為、同法第56条第1項の規定による協議に係る行為又は同条第3項の規定による通知に係る行為
- (2) 和歌山県立自然公園条例（昭和34年和歌山県条例第2号）第13条第3項の許可に係る行為
- (3) 和歌山県自然環境保全条例（昭和47年和歌山県条例

第38号) 第14条第1項の許可に係る行為

- (4) 都市公園法 (昭和31年法律第79号) 第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可に係る行為 (同法第9条の規定により当該許可があったものとみなされるものを含む。)
 - (5) 風致地区内における建築等の規制に関する条例 (昭和45年和歌山県条例第22号) 第2条第1項の許可に係る行為
 - (6) 文化財保護法 (昭和25年法律第214号) 第43条の2第1項又は第127条第1項の規定による届出に係る行為及び同法第143条第1項又は第2項に規定する市町村の条例で定める規制に係る行為
 - (7) 文化財保護法第182条第2項に基づく市町村の条例による許可に係る行為
 - (8) 和歌山県文化財保護条例 (昭和31年和歌山県条例第40号) 第12条第1項の許可に係る行為
- 3 条例第13条第4号の規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。
- (1) 建築物の新築、増築、改築又は移転で、当該行為に係る床面積の合計が10平方メートルを超えないもの (新築後、増築後又は改築後において、当該建築物の高さが13メートルを超えることとなる場合における当該新築、増築又は改築を除く。)
 - (2) 建築物等 (法第16条第1項の規定による届出がなされたものに限る。) の改築で、当該建築物等の外観又は色彩の変更を伴わないもの
 - (3) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、当該工作物の高さが1.5メートルを超えないもの
 - (4) 土地の形状を変更するおそれのない範囲内で、鉱物又は土石を採取すること。
 - (5) 設置期間が90日を超えない建築物等の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
 - (6) 林業を営むために行う土地の形質の変更
 - (7) 建築物又は工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該行為に係る面積の合計が400平方メートルかつ外観に係る面積の2分の1を超えないもの
 - (8) 外部から見通すことができない場所で行われる物件の堆積
 - (9) 堆積の期間が90日を超えない物件の堆積
 - (10) 水面の埋立て (バッファゾーン (和歌山県世界遺産条例 (平成17年和歌山県条例第22号) 第5条第1項の基本的な計画において緩衝地帯とされた区域であって、熊野参詣道 (中辺路) 特定景観形成地域の区域内にあるものに限る。以下同じ。) の区域を除く。)
 - (11) 架空電線路用の鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木

柱その他これらに類するものの新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、高さ15メートルを超えないもの (熊野参詣道 (中辺路) 特定景観形成地域の区域のうちバッファゾーンの区域及び国道311号の道路境界から200メートル以内の区域を除いた区域並びに熊野参詣道 (中辺路) 特定景観形成地域以外の区域において行う行為に限る。)

- (12) バッファゾーンの区域において行う別表第2に掲げる行為 (熊野参詣道 (中辺路) 特定景観形成地域の区域における国道311号の道路境界線から200メートル以内の区域において行う行為を除く。)
- (13) 熊野参詣道 (中辺路) 特定景観形成地域の区域のうち国道311号の道路境界線から200メートル以内の区域において行う別表第2に掲げる行為で、同表の左欄に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる規模のもの

(行為の届出書及び添付図書)

第8条 法第16条第1項及び第2項の規定による届出は、別記第1号様式の届出書に別表第3に掲げる図書を添付して行うものとする。ただし、行為の規模が大きいため適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、知事が適切と認める縮尺の図面をもってこれらの図面に代えることができる。この場合において、知事が別表第3に掲げる図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略することができる。

(公表)

第9条 条例第15条第2項の規定による公表は、和歌山県報への登載その他知事が適当と認める方法により、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 法第16条第3項の規定による勧告を受けた者の住所及び氏名 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
 - (2) 勧告に従わない旨の事実
 - (3) 勧告の内容
 - (4) その他知事が必要と認める事項
- (工事完了の届出)

第10条 法第16条第1項の規定による届出をした者は、当該行為に係る工事の完了後、速やかに知事に当該工事の完了の届出を別記第2号様式の届出書により行うものとする。

(身分証明書)

第11条 法第17条第8項に規定する身分を示す証明書は、別記第3号様式によるものとする。

(景観重要建造物の指定の手続)

第12条 知事は、法第19条第1項の規定による景観重要建造物の指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市

町村及び条例第18条第1項に規定する和歌山県景観審議会（以下「景観審議会」という。）の意見を聴くものとする。

2 知事は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物の指定をしたときは、その旨及び次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 指定番号及び指定の年月日
- (2) 景観重要建造物の名称
- (3) 景観重要建造物の所在地
- (4) 法第19条第1項に規定する土地その他の物件の範囲
- (5) 指定の理由となった外観の特徴
(景観重要建造物の標識の設置)

第13条 法第21条第2項に規定する標識は、景観重要建造物の所有者と協議の上、公衆の見やすい場所に設置するものとする。

(景観重要建造物等の原状回復命令等の手続)

第14条 知事は、法第23条第1項（同法第32条第1項の規定において準用する場合を含む。）の規定により原状回復を命じ、又はこれに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命じようとするときは、あらかじめ、景観審議会の意見を聴くものとする。

(景観重要建造物の指定の解除の告示)

第15条 知事は、法第27条第1項又は第2項の規定により景観重要建造物の指定を解除しようとするときは、あらかじめ、関係市町村及び景観審議会の意見を聴くものとする。ただし、同条第1項の規定により指定を解除しようとする場合で、指定の理由が消滅したことが明らかであると知事が認めるときは、この限りでない。

2 知事は、法第27条第1項又は第2項の規定により景観重要建造物の指定を解除したときは、その旨及び次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 指定番号及び指定の年月日
- (2) 景観重要建造物の名称
- (3) 景観重要建造物の所在地
- (4) 法第19条第1項に規定する土地その他の物件の範囲
- (5) 指定の解除の理由
- (6) 指定の解除の年月日

(景観重要樹木の指定の手続)

第16条 知事は、法第28条第1項の規定による景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村及び景観審議会の意見を聴くものとする。

2 知事は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木の指定をしたときは、その旨及び次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 指定番号及び指定の年月日
- (2) 景観重要樹木の名称
- (3) 景観重要樹木の所在地

(4) 指定の理由となった樹容の特徴

(景観重要樹木の標識の設置)

第17条 法第30条第2項に規定する標識は、景観重要樹木の所有者と協議の上、公衆の見やすい場所に設置するものとする。

(景観重要樹木の指定の解除の告示)

第18条 知事は、法第35条第1項又は第2項の規定により景観重要樹木の指定を解除しようとするときは、あらかじめ、関係市町村及び景観審議会の意見を聴くものとする。ただし、同条第1項の規定により指定を解除しようとする場合で、指定の理由が消滅したことが明らかであると知事が認めるときは、この限りではない。

2 知事は、法第35条第1項又は第2項の規定により景観重要樹木の指定を解除したときは、その旨及び次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 指定番号及び指定の年月日
- (2) 景観重要樹木の名称
- (3) 景観重要樹木の所在地
- (4) 指定の解除の理由
- (5) 指定の解除の年月日

附 則

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

別表第 1 (第 7 条関係)

行為	規模		
	熊野参詣道(中辺路)特定景観形成地域の区域のうち、バッファゾーンの区域及び国道311号の道路境界から200メートル以内の区域を除いた区域	熊野参詣道(中辺路)特定景観形成地域以外の区域	
1 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	高さ13メートルかつ延べ面積500平方メートル	高さ13メートルかつ建築面積1,000平方メートル	
2 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	(1) 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で次に掲げる用途に供するもの ア アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの イ 自動車車庫の用途に供する施設その他これらに類するもの ウ 汚物処理場、ごみ焼却施設その他の処理施設の用途に供するもの	高さ13メートルかつ築造面積1,000平方メートル	高さ13メートルかつ築造面積1,000平方メートル
	(2) 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの	高さ13メートル	高さ13メートル
	(3) その他の工作物	高さ13メートル	高さ13メートル
3 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為	2,000平方メートル	都市計画区域内 3,000平方メートル 都市計画区域外10,000平方メートル	
4 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	2,000平方メートル	都市計画区域内 3,000平方メートル 都市計画区域外10,000平方メートル	
5 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	2,000平方メートル	3,000平方メートル	

別表第 2 (第 7 条関係)

行為	規模
1 溝、井せき、とい、水車、風車（発電用のものを除く。）、農業用水槽、林業用水槽又は防火用水槽を新築し、改築し、又は増築すること。	高さ 3 メートル以内
2 炭窯、炭焼き小屋、伐木小屋、造林小屋、畜舎、納屋、肥料だめ等を新築し、改築し、又は増築すること。	高さ 3 メートル以内かつ延べ面積 30 平方メートル以内
3 門、生け垣、又は高さが 3 メートル以下であり、かつ水平投影面積が 30 平方メートル以下である小屋等を新築し、改築し、又は増築すること。	全て（門にあつては高さ 3 メートル以内）
4 社寺境内地又は墓地において、鳥居、灯ろう、墓碑等を新築し、改築し、又は増築すること。	高さ 3 メートル以内
5 漁具整備場、漁具干場、漁舎等を新築し、改築し、又は増築すること。	高さ 3 メートル以内かつ延べ面積 30 平方メートル以内
6 宅地内の土石を採取すること。	30 平方メートル以内

別表第 3 (第 8 条関係)

行為	届出に添付する図書
1 法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する行為	ア 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面で縮尺 2,500 分の 1 以上のもの イ 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真 ウ 当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で縮尺 100 分の 1 以上のもの エ 建築物又は工作物の彩色が施された二面以上の立面図で縮尺 50 分の 1 以上のもの
2 法第 16 条第 1 項第 3 号に規定する行為	ア 当該開発行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺 2,500 分の 1 以上のもの イ 当該開発行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真 ウ 設計図又は施行方法を明らかにする図面で縮尺 100 分の 1 以上のもの
3 法第 16 条第 1 項第 4 号に規定する行為	ア 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺 2,500 分の 1 以上のもの イ 当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真 ウ 設計図又は施行方法を明らかにする図面で縮尺 100 分の 1 以上のもの

別記第 1 号様式 (第 8 条関係)

景観計画区域内における行為の (変更) 届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 住 所

氏 名

印

連絡先

法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名

景観法第 16 条第 1 項 (第 2 項) の規定により、次のとおり届け出ます。

代理者 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)	ア 氏 名			
	イ 住 所			
	ウ 電話番号			
行為の名称				
行の場 為所	地名及び地番	市 町 郡 村	番地	
区 域 区 分	<input type="checkbox"/> 特定景観形成地域 ()		<input type="checkbox"/> その他	
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物		<input type="checkbox"/> 新築又は新設	<input type="checkbox"/> 増築
	<input type="checkbox"/> 工作物		<input type="checkbox"/> 改築	<input type="checkbox"/> 移転
	<input type="checkbox"/> 開発	<input type="checkbox"/> 水面の埋立て	<input type="checkbox"/> 外観の変更	
	<input type="checkbox"/> 土地の形質の変更		<input type="checkbox"/> 修繕	
	<input type="checkbox"/> 物件の堆積		<input type="checkbox"/> 模様替	
	堆積物件の種類 ()		<input type="checkbox"/> 色彩の変更	
① 建築物・工作物		届出部分	届出以外の部分	合計
	敷地面積			m ²
	建築(築造)面積	m ²	m ²	m ²
	延べ面積	m ²	m ²	m ²
	高さ	m	m	
	構造	造/一部 造		
	用途			
①以外	面積	m ²		
行為の着手予定日		年 月 日	行為の完了予定日 年 月 日	
※届出番号	第 号	※適合通知年月日	年 月 日	
※受付欄			※ 県処理欄	
都市政策課	建設部	市町村		

注「※」印の欄については、記入しないでください。

※意見欄
(市町村)

添付書類

○建築物・工作物

- ① 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面 (縮尺1/2, 500以上)
- ② 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
- ③ 当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面 (縮尺1/100以上)
- ④ 建築物又は工作物の彩色が施された二面以上の立面図 (縮尺1/50以上)
色彩のマンセル値 (日本工業規格Z8721で定める色相、明度及び彩度の三属性の値で表す数値) を表示すること

○開発、土地の形質の変更、物件の堆積等

- ① 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面 (縮尺1/2, 500以上)
- ② 当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
- ③ 設計図又は施行方法を明らかにする図面 (縮尺1/100以上)

バッファゾーン

●田辺市、新宮市、那智勝浦町歴史文化的景観保全条例の許可対象行為は市町条例による許可申請と和歌山県景観条例による届出を同時申請する場合に限り、①以外の図面を省略することができる。

小規模 (軽易) 行為

●バッファゾーン以外の軽易な行為に係る届出の場合、添付書類②を省略することができる。
なお、各図面は内容がわかれば縮尺は任意とする。また、①及び③の図面は兼ねることができる。

軽易な行為とは、建築物：延べ床面積30㎡以内かつ高さ3m以内、工作物：高さ3m以内、その他：面積30㎡以内のものに係る行為

別記第 2 号様式 (第10条関係)

景観計画区域内における行為の届出に関する工事完了届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 住 所

氏 名

印

連絡先

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

景観計画区域内における行為の届出に係る行為が完了しましたので、次のとおり届け出ます。

代理者 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者の氏名)	ア 氏 名			
	イ 住 所			
	ウ 電話番号			
行為の名称				
行の場 為所	地名及び地番	市 町 郡 村	番地	
景観法第16条第1項の規定による届出年月日及び番号		年 月 日 第	号	
工事完了日		年 月 日		
※受付欄			※ 県処理欄	
都市政策課	建設部	市町村		

注

- 1 「※」印の欄については、記入しないでください。
- 2 建築物等の外観及び敷地内の状況のわかるカラー写真（撮影日時を記入したものに限る。）を添付してください。

別記第 3 号様式 (第 11 条関係)

(表面)

<p>身分証明書</p> <p style="margin-left: 100px;">第 号</p> <p style="margin-left: 100px;">所 属</p> <p style="margin-left: 100px;">職 名</p> <p style="margin-left: 100px;">氏 名</p> <p style="margin-left: 100px;">生年月日</p> <p style="margin-top: 20px;">上記の者は、景観法第 17 条第 8 項に規定する原状回復等又は立入検査若しくは立入調査を行う職員であることを証明する。</p> <p style="margin-top: 20px;">年 月 日</p> <p style="margin-top: 20px; margin-left: 100px;">和歌山県知事</p> <p style="margin-left: 100px;">印</p>	<p>60mm</p>
<p>90mm</p>	

(裏面)

景観法 (抜粋)

(変更命令等)

第 17 条 (略)

6 (略) 景観行政団体の長は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。

(略)

7 景観行政団体の長は、(略) 景観行政団体の職員に、当該建築物の敷地若しくは当該工作物の存する土地に立ち入り、特定届出対象行為の実施状況を検査させ、若しくは特定届出対象行為が景観に及ぼす影響を調査させることができる。

8 第 6 項の規定により原状回復等を行おうとする者及び前項の規定により立入検査又は立入調査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第13号

原動機付自転車の運転に関する講習の実施に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年11月28日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人
原動機付自転車の運転に関する講習の実施に関する規則等の一部を改正する規則

(原動機付自転車の運転に関する講習の実施に関する規則の一部改正)

第1条 原動機付自転車の運転に関する講習の実施に関する規則(平成4年和歌山県公安委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第2条中「公益法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

(大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許を受けようとする者に対する応急救護処置に関する講習の実施に関する規則の一部改正)

第2条 大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許を受けようとする者に対する応急救護処置に関する講習の実施に関する規則(平成6年和歌山県公安委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第2条中「公益法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

(大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許を受けようとする者に対する大型自動車、中型自動車、普通自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車、大型旅客車、中型旅客車又は普通旅客車の運転に関する講習の実施に関する規則の一部改正)

第3条 大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許を受けようとする者に対する大型自動車、中型自動車、普通自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車、大型旅客車、中型旅客車又は普通旅客車の運転に関する講習の実施に関する規則(平成6年和歌山県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第2条中「公益法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

(高齢者講習の実施に関する規則の一部改正)

第4条 高齢者講習の実施に関する規則(平成10年和歌山県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第3条中「公益法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

(違反者講習の実施に関する規則の一部改正)

第5条 違反者講習の実施に関する規則(平成10年和歌山県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第3条中「公益法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

(和歌山県警察の情報の公開に関する規則の一部改正)

第6条 和歌山県警察の情報の公開に関する規則(平成13年和歌山県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第12条中「財団法人和歌山県暴力団追放県民センター」の次に「(平成4年4月7日に財団法人和歌山県暴力団追放県民センターという名称で設立された法人をいう。)」を、「財団法人和歌山県水上安全協会」の次に「(平成9年6月19日に財団法人和歌山県水上安全協会という名称で設立された法人をいう。)」を加える。

(特定任意高齢者講習の実施に関する規則の一部改正)

第7条 特定任意高齢者講習の実施に関する規則(平成14年和歌山県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第3条中「公益法人」を「一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

(法人登録及び駐車監視員資格者講習等に関する規則の一部改正)

第8条 法人登録及び駐車監視員資格者講習等に関する規則(平成17年和歌山県公安委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中

- | | | |
|--------|--------|---|
| 1 株式会社 | 2 有限会社 | 3 |
| 5 その他(| | |

財団法人 4 社団法人

) を

に、「□ 定

款・寄附行為等」を「□ 定款等」に改める。

(和歌山県警察個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第9条 和歌山県警察個人情報保護条例施行規則(平成18年和歌山県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第25条中「財団法人和歌山県暴力団追放県民センター」の次に「(平成4年4月7日に財団法人和歌山県暴力団追放県民センターという名称で設立された法人をいう。)」を、「財団法人和歌山県水上安全協会」の次に「(平成9年6月19日に財団法人和歌山県水上安全協会という名称で設立された法人をいう。)」を加える。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。